

## 憲法 Chapter 5

Date

/

Date

/

Date

/



表現の自由の限界に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

ア 憲法21条2項前段は、「検閲は、これをしてはならない」と定めるが、最高裁判例は「公共の福祉」を理由とした例外を許容する立場を明らかにしている。

イ 税関で、関税定率法における輸入禁制品の検査の結果、わいせつ表現を含む書物の輸入を禁止することは、判例の「検閲」の定義にあてはまる。

ウ 裁判所の事前差止めは、表現行為が公共の利害に関する事項の場合には原則として許されないが、表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白で、かつ、被害者が重大で著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に許される。

エ 国の法律をまたずに、地方公共団体がデモ行為を禁止する条例を定めるのは、集会・結社の自由の侵害であるから、違憲である。

オ 殊更に交通秩序の阻害をもたらすような行為は、思想表現行為としての集団行進に不可欠な要素ではないから、道路における集団行進を許可するに際し、これを禁ずるという条件を付するとしても、憲法上の権利を不当に侵害するものではない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

正解  
5

## [精神的自由② (表現の自由)] 表現の自由の限界

## ア 妥当でない

最高裁判所は、検閲の禁止を定める憲法21条2項前段の規定について、検閲がその性質上表現の自由に対する最も厳しい制約となるものであることに鑑み、これについては、**公共の福祉を理由とする例外の許容をも認めない**趣旨を明らかにしたものであるとしている（最大判昭59.12.12）。

## イ 妥当でない

税関検査に基づく表現物の輸入禁止は、検閲の定義にあてはまらない。なぜなら、税関検査の場合は、**表現物は国外で発表済み**であり、検査は関税徴収手続の一環として付随的に行われるものであって、**思想内容等の網羅的・一般的な審査・規制ではなく、輸入禁止処分には司法審査の機会が与えられている**からである（税関検査合憲判決 最大判昭59.12.12）。

## ウ 妥当である

最高裁判所は、北方ジャーナル事件において、「表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容され得る。一般にそれが**公共の利害に関する事項**であるということができ、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきである場合、当該表現行為に対する**事前差止めは原則として許されないもの**といわなければならない」とした上で、「このような場合においても、その**表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白**であって、かつ、**被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に事前差止めが許される**」旨を判示している（最大判昭61.6.11）。

**エ 妥当でない**

最高裁判所は、東京都公安条例事件（最大判昭35.7.20）や徳島市公安条例事件（最大判昭50.9.10）において、**国の法律をまたずに制定されたデモ行為を禁止する条例を合憲としている。**

**オ 妥当である**

最高裁判所は、徳島市公安条例事件において、「殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為は、思想表現行為としての集団行進等に不可欠な要素ではなく、したがって、これを禁止しても国民の憲法上の権利の正当な行使を制限することにはなら」ないと判示している（最大判昭50.9.10）。

以上により、妥当なものの組合せは**肢5**であり、正解は**5**となる。